

その他(運営協議会委員の皆さまからのご意見)

【参考資料】

該当箇所	意見	備考
1 はじめに (2)滋賀県が目指す国保 被保険者に過度な負担を負わせることのない、	該当箇所の表現を以下のとおりに変更するよう希望する 「被保険者が過度な負担を負わない、」(意見①)	2P・4行目
(2)滋賀県が目指す国保 ア 基本理念 県民が健康な暮らしを送れる、	該当箇所の表現を以下のとおりに変更するよう希望する 「県民が健康な暮らしを送れ、」(意見②)	2P・23行目
(2)滋賀県が目指す国保 イ 実現するための方向性 十分な準備期間が必要となります。	該当箇所の表現を以下のとおりに変更するよう希望する 「十分な準備期間が必要になります。」(意見③)	3P・9行目
(2)滋賀県が目指す国保 実現するための方向性 市町のインセンティブの確保	インセンティブの確保については、運営方針(案)すべてにかか ってきますが、28年度前倒しで実施した項目で配点が高い重症 化予防の取組については、すでに一部地域で先行実施されてお り、県下での展開及び、被用者保険との連携についても言及い ただきたい。(意見④)	3P・23行目

該当箇所	意見	備考
4 市町における保険料(税)の標準的な算定方法に関する事項 <標準的な算定方法> (2)標準的な賦課割合 応益割の均等割と平等割の標準的な割合は医療分、後期高齢者支援金分および介護納付金分ともに70:30とします。	「70:30」という比率について、「50:50」とした方がよいと考える。応益割の均等割の比重が大きくなれば、報酬割で保険料を算出している健康保険組合等との格差が広がる。また、被保険者と比較し減少率が緩やかである世帯にかかる平等割の比率を重くする方が、安定して収入を得られると考えられる。 国保は世帯に対して課税されることから平等割の比重を大きくする方が、いいのではないか。(意見⑤)	11P・33行目
6 市町における保険給付の適正な実施に関する事項 <取組の内容> (1)県による保険給付の点検	レセプト以外の保険者機能としての給付の適正化の取り組みに対する監査体制も盛り込むべきと考える。(意見⑥)	18P・24行目
7 保健事業の取組に関する事項 <取組の内容> (3)保健事業の充実強化に係る取組 ア 保健事業の共同実施(共同事業)	県として医療費適正化計画が示されているが、個々の目標達成のための具体的施策が乏しいように感じる。協会けんぽでも苦慮しているが、各市町間でも格差があることから、クリアする具体的な課題と施策の明記が必要と思われる。協会けんぽ滋賀支部では市町との特定健診の同時実施、特定健診とがん検診の同時実施や健診結果のお返し会の同時実施をしているが、県内全域を網羅できていないことから、運営方針には、同時受診を県内全域で網羅する等具体的に明記されたい。(意見⑦)	24P・6行目

